条例全文 (大井・山北・開成町)

団体等	大井町 大井町自治基本条例 平成21年3月16日 条例第1号	山北町 山北町自治基本条例 平成24年12月7日 条例第19号	開成町 あじさいのまち開成自治基本条例 平成20年3月11日 条例第2号
構成	第1章 総則(第1条一第3条) 第2章 まちづくりの基本原則(第4条一第6条) 第3章 町民のまちづくりへの参画(第7条・第8条) 第4章 議会の役割と責務(第9条・第10条) 第5章 町の役割と責務(第11条一第17条) 第6章 住民投票(第18条) 第7章 自然環境と調和したまちづくり(第19条) 第8章 条例の見直し(第20条) 附則	前文 第1章 総則(第1条~第3条) 第2章 基本原則(第4条~第5条) 第3章 町民の <mark>権利</mark> 及び責務(第6条~第7条) 第4章 まちづくりと地域活動(第8条~第9条) 第5章 町の役割と責務(第10条~第18条) 第6章 議会の役割と責務(第19条) 第7章 住民投票(第20条) 第8章 子ども及び高齢者のまちづくりへの参加(第21条~第22条) 第9章 広域連携(第23条) 第10章 条例の見直し(第24条) 附則	前文 第1章 総則(第1条~第3条) 第2章 町民 第1節 町民の <mark>権利</mark> 及び責務(第4条~第6条) 第2節 社会参画(第7条・第8条) 第3節 町民活動(第9条・第10条) 第3章 議会及び議員(第11条・第12条) 第4章 町長等(第13条~第15条) 第5章 町政運営 第1節 町政運営の基本原則(第16条) 第2節 情報の共有と参加(第17条~第21条) 第3節 政策の推進(第22条~第27条) 第6章 条例の位置付け(第28条・第29条) 附則
前文	継いだ自然環境を大切に守り、文化の香り高いまちを目指します。 また、恵まれた自然環境や歴史・文化を継承し、将来にわたって安全・ 安心で住み心地のよいまちにしていくためには、町民、議会及び町が、地 域の課題は地域で解決することの重要性を認識した上で、それぞれの役割 分担のもとに、主体的に活動する必要があります。 私たちは、大井町民憲章にうたわれた自治の実現を目指し、町民、議会	いでいかなければなりません。 わたしたちは、わたしたちのまちを守り育てていくために、「日々の暮らしの	私たちのまち開成は、酒匂川の清流に恵まれた、田園の緑あふれる人情豊かな町です。 私たち町民は、「学問、知識を開発し、世のために務めを成す」という町の名の由来にもなった「開物成務」という精神を大切にし、先人から受け継いだ自然や歴史、文化を尊重して、助け合い自治の心でまちづくりを進めてきました。こうした自治の伝統は、将来にわたり継承すべきまちづくりの財産です。 開成町の自治は、町民のためのものであり、私たちは、すべての人が安心して暮らせるふるさととして守り育てていくため、町民自らが主役となり行動していきます。 議会及び町長は、このような住民自治の精神にのっとり、町民の信頼にこたえ町民と協働して町政を運営していかなければなりません。ここに、私たちは、開成町の自治の理念を共有し、更なる発展のため、あじさいのまち開成自治基本条例を制定します。
第1条	本方針を明らかにするとともに、まちづくりの基本原則を定め、 <mark>協働</mark> のまちづくりを推進して、町民主権の自治の実現を図ることを目的とします。	(目的) 第1条 この条例は、山北町のまちづくりの基本方針を明らかにし、町民の権利及び責務並びに町及び議会の責務を定め、町民一人ひとりが互いに協力して日々の暮らしの中で山北町に住む喜びと誇りを実感できる協働のまちづくりを進めるために必要な事項を定め、自治の推進を図ることを目的とする。	民、議会及び執行機関の役割や責務を明らかにし、町民主体の自治の推進
	(条例の最高規範性)	(この条例の位置付け)	(用語の定義)
第2条	第2条 この条例は、自治に関する基本的な方針を定めた最高規範であり、町民、議会及び町は、この条例を尊重するものとします。 2 議会及び町は、他の条例、規則等の制定及び改廃、基本構想その他各種計画の策定並びに政策の立案及び実施に当たり、この条例と整合を図らなければなりません。	第2条 この条例は、まちづくりを進めるうえで基本となるものであり、山北町で別に条例、規則を定める場合には、この条例に定める事項を遵守しなければならない。 2 既に定められている条例及び規則の見直しをする場合には、この条例に定める事項を遵守しなければならない。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。 (1) 町 町民、議会及び執行機関によって構成される自治体をいいます。 (2) 町民 住民(町内に住所を有する者をいいます。以下同じ。)、町内で働く者、学ぶ者及び事業活動を行うものをいいます。 (3) 執行機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。 (4) 共助 町民同士が地域の中で助け合うことをいいます。 (5) 協働 町民、議会及び執行機関が、町の課題解決のために対等な立場で、お互いに補い合い協力することをいいます。
	(用語の定義)	(用語の定義)	(基本理念)
第3条	第3条 市民及び市は、市民力を生かし、それぞれが自治の担い手として 協働することを基本とした自治(以下「市民自治」という。)の推進を目 指すものとする。	第3条 この条例において、次の各号に定める用語の定義は次のとおりとする。	第3条 町は、町民による自治活動を基本に、町民同士の共助を大切にした町民主体の自治を推進します。 2 町民、議会及び執行機関は、それぞれの責務と役割に基づいて、自治の推進に努力するとともに、お互いの自主性を尊重しながら協働して住みよい町の維持・発展に努めるものとします。 3 町は、地方自治の本旨に基づいて、自立した自治体としての運営をめざします。

	(参加の原則)	(協働の原則)	(町民の権利)
	第4条 町民は、まちづくりに自主的に参加することを基本とします。	第4条 町民、町及び議会は、次の各号で定める理念を実現するため、相互に <u>協働</u> してまちづくりを進めることを原則とする。	第4条 町民は、安全で安心できる生活を営む <u>権利</u> を有します。 2 町民は、自治の主体であり、町政及び地域の自治活動に参加する <mark>権利</mark>
		C によらつくりを進めることを原則とする。 (1) 町民一人ひとりがより幸せを感じることができるまちづくり	2 町氏は、目信の主体であり、町政及の地域の目信店期に参加する <u>権利</u> を有します。
		(2) 町民一人ひとりが安全安心に暮らすことができるまちづくり	3 町民は、町政に関する情報を知る <u>権利</u> を有します。
第4条		(3) 山北町の豊かな水源や自然を大切に守り育み活用するまちづくり	o white wastely all the share the state in oal 18
		(4) 山北町の伝統文化を守り継承するまちづくり	
		(5) 相互関係と信頼関係を深め、お互いの知恵と力を出し合うことができるまち	
		づくり	
	(協働の原則)	(情報共有の原則)	(町民の責務)
		第5条 町民、町及び議会は、協働のまちづくりを実現するために必要な情報の共	
	とします。	有をすることを原則とする。	行動する責務があります。
第5条		2 町は、個人情報の収集等取り扱いについて、個人情報の保護に関する法律の定	
		めるところにより適正に行うものとする。	ばなりません。
	(桂和の時は私)、の匠田)	(町日の佐利)	(古光江新さたことのの主改)
	(情報の取り扱いの原則) 第6条 町民、議会及び町は、まちづくりに関する情報を、原則として共	(町民の権利) : 第6条 町民は、自由意思に基づいてまちづくりに参加する権利を有するものとす	(事業活動を行うものの責務) 第6条 町内で事業活動を行うものは、地域社会を構成する一員として、
	有するものとします。	第0米 門内は、日田思心に至りいてよりりてりに参加する <u>権利</u> を有するものとす る。	社会的責任の重要性を認識して暮らしやすい地域の発展に努めなければな
	2 町民、議会及び町は、まちづくりを進める上で必要不可欠な情報を、		りません。
第6条	原則として公開するものとします。		
	3 個人情報の取り扱いは、適正に行わなければなりません。		
	(町民の役割と責務)	(町民の責務)	(対等な社会参画)
	第7条 町民は、自らの意思に基づいて、まちづくりに参画する <u>権利</u> があります。	第7条 町民は、まちつくりに参加する貢務を有するものとする。 2 町民は、まちづくりに参加するうえで、他の人の意見や活動等を尊重し、自ら	第7条 町は、男女をはじめすべての町民が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらめる分野における活動に参画できるよ
	りょす。 2 前項に規定する <mark>権利</mark> は、人種、信条、性別又は社会的身分の違いにか	4 門以は、まりフトリに参加するけんで、他の八の息兄で伯勤寺を导里し、目り の発言又け行動に青仟を持つよう怒めたけれげたらたい	C、目らの息芯によって任芸のめらゆる分野にわける店動に参画できるよ うに努めなければなりません。
第7条	かわらず、平等でなければなりません。	3 町民は、納税等必要な義務を負うものとする。	TEM WAT A DISTRICT SETUS
	3 町民は、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、良識をもって、		
	町民相互の意見を尊重しなければなりません。		
	(自治会)	(自治会等まちづくり)	(子ども)
	第8条 自治会とは、まちづくりを町民が主体的に行うための中心的な役	第8条 自治会等は、町民が地域で協働のまちづくりを進めるうえで中心的役割を	第8条 町は、子どもが健やかに育つ環境をつくる責務があります。
	割を担う組織をいい、住民は、原則として自治会に加入しなければなりま	担うものとする。	2 子どもはその年齢に応じて、地域活動に参加し、自らの意思を表明す
	せん。	2 町民は、自治会の役割を理解して、積極的に活動に参画するよう努めなければ	ることができます。
		ならない。	
	(議会の役割と責務)	(地域活動の支援) 第9条 町民及び町は、自治会等の地域課題の解決の主体としての地域組織の活動	(地域の自治活動)
	第9条 議会は、直接選挙により選出された議員によって構成される町政 の議事機関であり、町民の意思が町政に反映されるよう努めなければなり	東9条 『氏及び町は、自宿芸寺の地域課題の解決の主体としての地域組織の活動 支援に努めなければならない。	第9条 町民は、共助の精神に基づき、地域の自治活動に積極的に参加、 協力することに努めるものとします。
	する。	X 1	2 町は、地域の自治活動の重要性を認識し、その発展と育成に努めるも
₩ 0.47	2 議会は、町政運営が適正に行われるよう、監視機能を果たすよう努め		のとします。
第9条	なければなりません。		3 町民は、地域の自治活動に参加しないことを理由に、不利益を受ける
	3 議会は、議会活動について町民と情報の共有を図り、開かれた議会運		ことはありません。
	営に努めなければなりません。		
	(議員の役割と責務)	(町長の役割及び責務)	(町民公益活動)
	第10条 議員は、町民の信託に応え、前条に規定する事項を実現するよ	第10条 町長は、町民の信託に応え、協働のまちづくり実現のため誠実に職務を	
	う、公正で誠実に職務を遂行しなければなりません。	遂行しなければならない。	れる非営利の活動で、社会的な課題を解決し、よりよい社会づくりに寄与
第10条		2 町長は、町の職員を適切に指揮監督するとともに、一人ひとりの資質及び能力	することを目的とするものをいいます。
₩		の向上を図り魅力あるまちづくりの実現に努めなければならない。	2 執行機関は、町民公益活動の重要性を認識し、その活動を促進するた
			めの施策を講じるよう努めるものとします。
	(町の役割と責務)	(町長の説明責任)	(議会の責務)
	第11条 町は、町民の行う自主的で主体的なまちづくりを尊重しなければ	第11条 町長は、町政運営及び今後の展望について、町民に説明しなければなら	第11条 議会は、常に町民の意見の把握に努め、町民の意思を町政に反映
	なりません。	ない。	させるように努めなければなりません。
生11 条	2 町は、町民の意向を尊重して、町民参加を基本とし、公正で誠実に町		2 議会は、町民に開かれた場でなければならず、議会活動に関する情報
カリホ	政運営を行わなければなりません。		の公開と説明をするよう努めなければなりません。
	(原足 (5 / 11 / 11) 主 7 / 11	/m+ か/n,む! T マヒキキマケ \	(光中の主体)
	(町長の役割と責務) 第19条 町長は 町民の信託に広う この条例を剪重して 小正で誠宝に	(町の役割及び責務) 第12条 町は、第1条で定めた目的を達成するため、町民との <mark>協働</mark> を図りながら、	(議員の責務) 第12条 議員は、町全体のために活動し、この条例の理念に基づいて、公
	第12条 可長は、可氏の信託に応え、この条例を尊重して、公正で畝美に 職務を遂行しなければなりません。	第12条 「町は、第1条で足めた自的を達成するため、町氏との <u>協働</u> を図りなから、 まちづくりを推進しなければならない。	
	2 町長は、町政運営の内容や今後の展望等について、町民に説明するよ	2 町は、まちづくりの過程で、町民が参画するように努めなければならない。	127 2 100 CE 11 1 2 C 7 75 17 4 01 C C 7 C C 100
第12条	う努めなければなりません。	3 町は、まちづくりをするうえで、必要な情報を町民に公開するよう努めなけれ	
		ばならない。	
	(職員の役割と責務)	(町職員の役割及び責務)	(町長の責務)
	第13条 職員は、全体の奉仕者として公正で誠実に職務を遂行しなければ	第13条 町職員は、第1条で定める目的を達成するため、自らも積極的にまちづく	第13条 町長は、常に町民全体の福祉の向上のために職務を遂行し、町民
	なりません。	りに協力するよう努めなければならない。	のための町政を行わなければなりません。
	2 職員は、自ら町民としての自覚をもち、積極的にまちづくりに参加す	2 町職員は、公正誠実かつ効率的に職務を遂行するとともに、自身の職務遂行に	2 町長は、町民の意向を適正に判断し、町政の課題に対処しなければな
第13条	るよう努めなければなりません。	必要な能力の向上に努めなければならない。	りません。 2 町長け この冬飼を満字し 冬飼の理会に其べいて職務を満行しかけ
			3 町長は、この条例を遵守し、条例の理念に基づいて職務を遂行しなければなりません。
			14 VIS. & 1 & C100
1	1		1

	(行政運営の基本的な考え方)	(総合計画等各種個別計画)	(他の執行機関の責務)
	第14条 町は、その将来像を示した総合的な計画を策定し、部門別計画と	第14条 町は、まちづくりを中長期的な視点で計画的に推進するため、総合計画	第14条 町長を除く執行機関は、その職務に応じて、町長と同様の責務が
Mr 1 4 A	整合を図りつつ、行政運営を行うよう努めなければなりません。	を策定しなければならない。	あります。
第14条		2 町は、総合計画を策定する場合には、この条例を遵守しなければならない。	
		3 町は、総合計画を踏まえ、各種個別計画を策定しなければならない。	
	(財政運営)	(行政改革大綱)	(町職員の責務)
		第15条 町は、第1条で定める目的を達成するために効率的かつ効果的なまちづく	第15条 町職員は、町民全体のために働く者として、この条例を遵守し、
	的な財政運営に努めなければなりません。	りを推進するため、行政改革大綱を策定しなければならない。	公正に職務を遂行しなければなりません。
第15条		2 町は、毎年度、行政改革大綱で定めた項目についての進捗状況を町民に公表す	2 町職員は、職務を適切に推進するために必要な能力の同上に努めると
		るものとする。	ともに、町民との <mark>協働</mark> の原則に基づき、職務を遂行しなければなりませ
			h_{\circ}
	(行政評価)	(行政評価)	(町政運営の原則)
	第16条 町は、効率的で効果的な町政連宮を行っため、毎年度行政評価を 実施しなければなりません。	第16条 町は、効率的かつ効果的な町政運営を行うため、町の実施する施策等の 評価を行わなければならない。	
第16条	夫虺しばければなりません。 9 町は 原則レーア前項の無里を公主し 政策の立安及び宝旛並びに予	計価を行わなければならない。 2 町は、前項の結果を公表するとともに、政策に反映させるよう努めなければな	りません。
77.10%	算及び組織の編成等に反映するよう努めなければなりません。	16ない。	
	(他の自治体等との連携)	(説明責任)	(情報の公開)
	第17条 町は、広域的又は共通する課題の解決を図るため、他の目治体、 加充川県五が国力和石と連携と、物力よれたる奴みます。	第17条 町は、重要な施策等の企画立案及び実施にあたっては、町民にわかりやすく説明するよう努めなければならない。	第17条 町岐に関する情報は、公開を原則とします。 2 前項の規定による情報の公開に関して必要な事項は、別に条例で定め -
第17条	神奈川県及び国と相互に連携し、協力するよう努めます。	9 \ 就切りるより毎0なり40はなりない。	2 前項の規定による情報の公開に関して必要な事項は、別に采例で定め
	(住民投票)	(町民からの意見聴取)	(説明責任)
	第18余 町長は、町政に関する里要な事項について、仕氏投票を実施する ことができます。	第18条 町は、重要な計画の策定及び条例の制定等に際し、広く町民の意見聴取 をしなければならない。	第18条 執行機関は、町民に対し、町政に関する事項について情報の提供 に努めるとともに、わかりやすく説明しなければなりません。
	9 住民投票の請求及び発議その他住民投票について必要か事項は 別に	2 町は、総合計画等各種事業計画を策定する場合には、町民参加型の会議等を開	に劣めることもに、わかりくすく配列しなりがはなりよせん。 9 執行機関け 町民の音目 提案等に対して適切かつわかりやすく広答
第18条	定めます。	催して意見聴取をしなければならない。	しなければなりません。
	,_ , _ , , ,	3 町民は、パブリックコメント制度に基づいて必要な提案を行うことができる。	
	(自然環境と調和したまちづくり)	(議会の役割及び責務)	(町民参加)
	第19条 町民、議会及び町は、本町の恵まれた自然環境を後世に引き継ぐ	第19条 議会は、町民から選出される議員で構成される町の議決機関であること	第19条 執行機関は、政策決定の過程において、町民が意見を表明し、参
	ため、自然環境に十分配慮したまちづくりを行うよう努めなければなりま	を認識して、町政運営を監視するとともに町民の信託に応えなければならない。	加できる手続きを講じるよう努めなければなりません。
第19条	せん。 2 町は、政策を立案及び実施するときは、自然環境に十分配慮した施策	2 議会は、協働のまちづくりを進めるため町民の意見及び要望に関する公聴活動	
	2 可は、収束を立条及び美施りるとさは、自然環境に干分配慮した施束 を講じるよう努めなければなりません。	を行い、政東立条等に反映するよう労めなければならない。 3 議会は、議会の持つ情報を町民に公開するよう努めなければならない。	
	第90条 業会及び町は、社会体制なの本化スウドマースの名詞の目古しの	(住民投票) 第20条 町長は、町民生活に重大な影響を与える事項について、町民の意思を直	(住民投票)
	第20宋 - 磯云及び町は、任云旧労寺の変化に応して、この宋例の兄旦しの 必要性を認めたときけ - 町民の音目を跡すうて目直上をすることとしす	接確認する必要があると認められた場合には、住民投票を実施しなければならな	第20条 町長は、町政にかかわる重要事項について、直接住民の意思を確 翌まるため 住民投票を実施することができます
	力をはる影響にはは、一人の思力を聞まれて力量します。	以。	2 住民投票を実施するときは、その事案ごとに、投票に参加できる者の
第20条		2 住民投票の結果は尊重されなければならない。	2 住民投票を実施するときは、その事案ごとに、投票に参加できる者の資格の取扱い等を規定した条例を別に定めるものとします。
		3 住民投票に関する請求及び発議要件等その他は、別に定めるものとする。	3 議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。
	7/1 Tul	((P.D.M. = v. + 7.17 < 0.00 × 1/2)
	附則 この条例は、平成21年4月1日から施行します。	(まちづくりへの子どもの参加) 第21条 子どもは、自ら取り組める範囲でまちづくりへの参加をするものとす	(住民投票の請求及び発議) 第21条 住民のうち、選送権を有する考は、注会の定めるところにより
	この未例は、十成21千年月1日から旭11 しより。	第21末 こもは、自ら取り組める範囲によりラくり、の参加をするものとする。	住民投票を規定した条例の制定を町長に請求することができます。
		2 町民は、子どもが夢と希望を持って未来を担うことができるよう、子どものま	2 議員は、法令の定めるところにより、住民投票を規定した条例を議会
第21条		ちづくりへの参加に積極的に取り組むものとする。	に提出することにより住民投票を発議することができます。
		3 保護者は、子どもの手本となるよう、まちづくりへの参加を可能な限りするよ	
		う努めるものとする。	票を発議することができます。
		(まちづくりへの高齢者の参加)	(総合計画)
		第22条 高齢者は、経験及び知識を活かしてまちづくりへの参加をするものとす	第22条 町長は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るために基本構想及
		15.	びこれを具体化するための基本計画(合わせて「総合計画」といいま
第22条			す。)を策定するものとします。
界22宋			2 町長は、総合計画の策定に当たっては、町民の意見を反映させるため、その計画に関する情報をあらかじめ町民に提供し、広く町民の参加を
			得るものとします。
			14 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
		(他の自治体との連携)	(財政運営)
		第23条 町は、他の自治体と広域的な連携を積極的に進めなければならない。	第23条 町長は、財源を効率的かつ効果的に活用し、中長期的な視点に 立って、健全な財政の運営をしなければなりません。
第23条			立って、健主な射域の連貫をしなければなりません。 2 町長は、財政状況を町民にわかりやすい方法で公表しなければなりま
			せん。
		(条例の見直し)	(行政評価)
			第24条 執行機関は、計画や事業の達成度や成果を評価し、その結果を公
第24条		には、町民の意見を踏まえて必要に応じて施行の日から概ね5年を目途に見直しを	表するとともに、評価に基づいて行政運営の改善に努めなければなりませ
		することができる。	λ_{\circ}
		附則	(行政手続)
		この条例は、平成25年4月1日から施行する。	第25条 執行機関が行う処分及び行政指導並びに執行機関に対する届出に
			関する手続きに関しては、公正性と透明性が確保されなければなりませ
第25条			ん。 2 前項の規定による行政手続に関して必要な事項は、別に条例で定める
			ものとします。

	(個人情報の保護)
第26条	第26条 執行機関は、その保有する個人情報を保護するとともに、その適 正な取り扱いに努めなければなりません。 2 前項の規定による個人情報の保護に関して必要な事項は、別に条例で 定めるものとします。
	(広域連携)
第27条	第27条 町は、ひとつの自治体だけでは解決することが困難な課題や自治 体が連携した方が効果的な施策は、他の自治体と連携して取り組むことに よって、その解決と推進に努めなければなりません。
	(条例尊重義務)
第28条	第28条 この条例は、町政運営の基本原則であり、他の条例の制定及び改 廃に当たっては、この条例の内容を尊重し、この条例に適合させなければ なりません。
	(条例の見直し)
第29条	第29条 この条例の見直しを行う場合は、広く町民の意見を聴くなど、町 民参加の手続きを経なければなりません。
	この条例は、平成20年4月1日から施行します。 附 則 (平成23年12月9日条例第21号) この条例は、公布の日から施行する。